

し尿処理手数料の改定等 について

令和 7 年 7 月 28 日

水道環境部環境課



恵那市公式キャラクター エーナ

1. し尿処理手数料の改定について

1. 当審議会に意見を伺うにあたって

- ・ し尿処理手数料は廃棄物処理法第7条第12項の規定により、市町村の手数料条例による制限を受ける。
- ・ 「恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にし尿処理手数料の定めがあり、一般廃物の一般的事項について、当審議会より意見をお聞きする必要がある。

2. し尿処理手数料改定を検討するに至る経緯

- ・ 岐阜県環境整備事業協同組合（岐環協）より「令和8年度市町村の料金改定」の要望書が提出された。
- ・ 主な内容は次のとおり

令和6年9月30日付け環境省通知において、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁される必要がある旨が定められている。

	現行市手数料	岐環協試算	差 額
18Lあたり	224円	365円	141円

1. し尿処理手数料の改定について

- ・いきなり365円への増額は市民の方の負担が大きいため、県下20%増額を要望。

	現行市手数料	20%増額	差 額
18Lあたり	224円	269円	45円

3. し尿処理等の現状

① 当市の上尿処理人口

し尿は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設において処理しており、その内訳は次のとおり。

総人口：45,670人

	公共下水道 特環下水道	農業集落排水	浄化槽	計
供用区域内人口	27,652	2,097	15,921	45,670
水洗化人口	25,324	1,721	10,673	37,718
水洗化率	92%	82%	67%	83%
し尿くみ取り対象人口	2,328	376	5,248	7,952

1. し尿処理手数料の改定について

② し尿処理量等の推移

年	全体KI/年	藤花苑KI/年	恵南KI/年	し尿処理手数料(年)	手数料単価 (税抜き204円/18ℓ)
H19	9,486	6,231	3,255	112,778,000	214円/18ℓ(税5%)
H20	8,253	5,360	2,893	98,119,000	214円/18ℓ(税5%)
H21	7,662	4,888	2,774	91,092,667	214円/18ℓ(税5%)
H22	7,056	4,510	2,546	83,888,000	214円/18ℓ(税5%)
H23	6,600	4,226	2,374	78,466,667	214円/18ℓ(税5%)
H24	6,048	3,847	2,201	71,904,000	214円/18ℓ(税5%)
H25	5,764	3,619	2,145	68,527,556	214円/18ℓ(税5%)
H26	5,500	3,440	2,060	67,222,222	220円/18ℓ(税8%)
H27	5,225	3,276	1,949	63,861,111	220円/18ℓ(税8%)
H28	4,962	3,124	1,838	60,646,667	220円/18ℓ(税8%)
H29	4,666	2,961	1,705	57,028,889	220円/18ℓ(税8%)
H30	4,421	2,805	1,616	54,034,444	220円/18ℓ(税8%)
R1	4,249	2,690	1,559	51,932,222	220円/18ℓ(税8%)
R2	4,158	2,637	1,521	51,744,000	224円/18ℓ(税10%)
R3	4,023	2,500	1,523	50,064,000	224円/18ℓ(税10%)
R4	3,731	2,338	1,393	46,430,222	224円/18ℓ(税10%)
R5	3,639	2,276	1,363	45,285,333	224円/18ℓ(税10%)
R6	3,489	2,176	1,313	43,418,667	224円/18ℓ(税10%)

環境省通知に基づき、し尿収集業務
に係る年間経費を試算すると
年 約72,000,000円

① 岐環協試算単価 365円でR6を
計算すると 70,749,166円

② 20%増額単価 269円でR6を
計算すると 52,141,166円

1. し尿処理手数料の改定について

③ 他市のし尿処理手数料

	許可・委託 の別	くみ取り料金 (18ℓ)税抜	くみ取り料金 (18ℓ)税込	定額制
岐阜市	委託と直 営	145	160	世帯員1人1回につき320 円
羽島市	許可	236	260	
各務原市	許可	214	235	
		234	257	
山県市	許可	218	240	
瑞穂市	許可	219	241	
本巣市	許可	260	286	
		219	241	
		229	252	
岐南町	許可	219	241	
笠松町	許可	240	264	
大垣市	許可	236	260	
		240	264	
		242	266	
海津市	許可	219	240	
養老町	許可	220	242	
神戸町	委託	246	271	
輪之内町	許可	224	246	
安八町	許可	224	246	
大野町	許可	239	263	

	許可・委託 の別	くみ取り料金 (18ℓ)税抜	くみ取り料金 (18ℓ)税込	定額制
大野町	許可	239	263	
		238	262	
池田町	許可	229	252	
関市	許可	215	237	
		218	240	
		217	239	
美濃市	委託	193	212	世帯員10人以内月1回770 円、世帯員が2人を超える ときは、1人ごとに385円を 加算した額
可児市	許可	215	237	
八百津町	許可	215	237	
御嵩町	許可	215	237	
多治見 市	委託	273	300	普通世帯で1月につき1回 収集するもの、1人月額 660円。割増料金等あり
瑞浪市	委託	200	220	
土岐市	直営	182	200	
中津川 市	許可・委 託	195	214	
恵那市	委託	204	224	

※ 現段階では検討中の市町村が多いものの、近隣市の中津川市、瑞浪市は20%増額を行う方向で検討している。

2. し尿処理手数料の臨時料金の設定について

1. 要望の概要

市内のし尿収集業者より、次の要望があった。

- ・し尿くみ取りはくみ取り日程表に基づき計画的に行っているが、日程表にない計画外のくみ取りが月に20回から30回程度ある。
- ・計画外のくみ取りの場合、その依頼者の方のためだけに収集に行くこととなるため、別に料金を負担していただきたい。
- ・料金については、次の額を要望する。

臨時料金案：

90Lまで1,345円 以降18Lあたり269円加算

2. 他市の臨時料金

市町村名	区分	単位	料金
岐阜市	一般世帯(定額制)	世帯員1人1回	320円
	定額制により難しいもの	18ℓあたり	160円
	臨時にくみ取る場合	1回につき	1,250円
多治見市	一般世帯	1人1か月	660円
	不定期収集・事業所など	18ℓあたり	300円
	仮設トイレ	1基1枚	4,190円

令和7年度 し尿くみ取り日程表

	地 域 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大井町	元崎 宇賀 瑞山 舟山 佐子横 日光坊	1(火)	1(木)	2(月)	1(火)	1(金)	1(月)	1(水)	4(火)	1(月)	5(月)	2(月)	2(月)
	岡 瀬 沢 恵 那 峽 原	2(水)	2(金)	3(火)	2(水)	4(月)	2(火)	2(木)	5(水)	2(火)	6(火)	3(火)	3(火)
	土々々 野尻 野船 老松 荒 青木 長島	3(木)	7(水)	4(水)	3(木)	5(火)	3(水)	3(金)	6(木)	3(水)	7(水)	4(水)	4(水)
	高田 市街地 丸池 野庭 長丘 関戸 朝間戸	4(金)	8(木)	5(木)	7(月)	6(水)	4(木)	6(月)	7(金)	4(木)	8(木)	5(木)	5(木)
長島町	永田	7(月)	9(金)	6(金)	8(火)	7(木)	5(金)	7(火)	10(月)	5(金)	9(金)	6(金)	9(月)
	正家 横ヶ根	8(火)	12(月)	9(月)	9(水)	8(金)	8(月)	8(水)	11(火)	8(月)	13(火)	9(月)	10(火)
	奥原 久須見 松ヶ丘 新田 中野市街地	9(水)	13(火)	10(火)	10(木)	12(火)	9(火)	9(木)	12(水)	9(火)	14(水)	10(火)	11(水)
東 野	全域	10(木)	14(水)	11(水)	14(月)	18(月)	10(水)	10(金)	13(木)	10(水)	15(木)	12(木)	12(木)
三郷町	佐々良木 榎実	14(月)	15(木)	12(木)	15(火)	19(火)	11(水)	14(火)	14(金)	11(木)	16(金)	13(金)	16(月)
	野井	15(火)	19(月)	13(金)	16(水)	20(水)	12(金)	15(水)	17(月)	15(月)	19(月)	16(月)	17(火)
武並町	宮上野3・4(陽光) 美濃 中切 新田	16(水)	20(火)	16(月)	17(木)	21(木)	16(火)	16(木)	18(火)	16(火)	20(火)	17(火)	18(水)
	藤上野1・2	17(木)	21(水)	17(火)	22(火)	22(金)	17(水)	20(月)	19(水)	17(水)	21(水)	18(水)	19(木)
笠置町	全域	21(月)	22(木)	18(水)	23(水)	25(月)	18(木)	21(火)	20(木)	18(木)	22(木)	19(木)	23(月)
中野方町	1区 2区 3区 4区 5区 6区 7区	23(水)	27(火)	25(水)	28(月)	27(火)	24(水)	23(木)	25(火)	23(火)	27(火)	24(火)	25(水)
	8区 9区 10区 11区	24(木)	28(水)	26(木)	29(火)	28(木)	25(木)	29(水)	26(水)	24(水)	28(水)	25(水)	26(木)
飯地町	全域	28(月)	29(木)	27(金)	30(水)	29(金)	29(月)	30(木)	27(木)	25(木)	29(木)	26(木)	30(月)

『し尿くみ取り手数料は、18ℓあたり224円です。』

・手数料のお支払いは「し尿処理費」前払金・くみ取り券をご利用いただけます。

・くみ取りの回数は各世帯により異なります。次のくみ取り日程表が平均の場合、必要に応じて収集業者へお問い合わせください。

・道路にくみ取るため、バケツ一杯の水を道路に撒きます。

し尿くみ取りの問い合わせ
東海環境事業部
TEL 28-3373



3. 料金改定後のくみ取り券の取り扱いについて

1. 概 要

- ・ し尿処理手数料の改定により単価が見直された場合、改定前と後で差額が生じる。
- ・ 基本、改定前のくみ取り券は令和8年3月までにを使い切ることを周知。
- ・ しかし、くみ取り券が3月までに使いきれなかった時の取り扱いについて検討が必要。
- ・ また、くみ取り券は屋外に置いておき、業者がくみ取った分のくみ取り券を回収するため、紛失・盗難のリスク、それに伴う利用者と業者間のトラブルがある。このことから、くみ取り券の販売は3月末をもって終了とする。今後は口座振替・納付書払い。

2. くみ取り券の現状

① 口座振替・納付書 くみ取り券の 取り扱い状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替・納付書	件数(件)	11,683	11,879	11,713
	くみ取り量(ℓ)	3,206,574	3,254,994	3,188,520
	納付金額(円)	39,904,037	40,506,592	39,679,360
くみ取り券	件数(件)	2,399	1,703	1,449
	くみ取り量(ℓ)	524,426	384,006	300,480
	納付金額(円)	6,526,185	4,778,741	3,739,307
合 計	件数(件)	14,082	13,582	13,162
	くみ取り量(ℓ)	3,731,000	3,639,000	3,489,000
	納付金額(円)	46,430,222	45,285,333	43,418,667
くみ取り券の割合	件数(%)	17%	14%	12%
	くみ取り量(%)	14%	12%	10%
	納付金額(%)	14%	12%	10%

3. 料金改定後のくみ取り券の取り扱いについて

② 東濃5市の支払方法

多治見市	口座振替・納付書(仮設トイレはチケット購入)
土岐市	くみ取り券での取扱のみ
瑞浪市	口座振替・納付書
中津川市	口座振替・納付書(R5.7.31くみ取り券の取り扱い終了)

2. 今後のくみ取り券の取扱い方法

- ① 改定前のくみ取り券は令和8年3月まで販売。
- ② 改定後はくみ取り券の取り扱い、販売は行わない。
- ③ 改定前のくみ取り券は令和8年7月末日まで使用可能。ただし、4月以降は料金の差額分を考慮したくみ取りを行う。(例: 18L→15L)
- ④ 令和8年8月以降、くみ取り券の扱いは不可。
- ⑤ 令和8年8月以降、使用できなかったくみ取り券は還付。

4. 手数料改定等の今後の進め方

- ① パブコメを行い12月議会にて条例改正を上程
- ② 1月から3月にかけて市民周知
- ③ 令和8年4月から改定後の手数料で運用開始
- ④ 改定後はくみ取り券の取り扱いを廃止
- ⑤ 改定前のくみ取り券は7月末まで使用可